

「とっとり食べきり協力店」登録要領

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

1 目的

事業所から排出される食べ残し等による生ごみの削減を推進するため、食べ残しを減らす取り組みを実践する飲食店、宿泊施設等を募集し、「とっとり食べきり店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取り組みを広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

鳥取県内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）

3 登録要件

次に示す取組項目を1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1)	小盛りメニュー等の導入 例) ごはん量の調整、小盛りメニューの設定、ハーフサイズメニューの設定 等
(2)	食べ残しを減らすための呼びかけ実践 例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、宴会での食べきりの呼びかけ 等
(3)	ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
(4)	食品廃棄物のリサイクルの実施 例) リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化 等
(5)	上記以外の食べ残しを減らすための工夫

4 取組内容

- (1) 協力店は、3で選択した取り組みを積極的に実践し、食品廃棄物の発生抑制に努める。
- (2) 協力店は、交付されたステッカー等を店舗内の見えやすい場所へ掲示し、来店客へのPRに努める。
- (3) 協力店は、県が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

5 申請方法

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）を県庁循環型社会推進課へ郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により提出する。
- (2) 循環型社会推進課は、申請書の内容を確認し、登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

6 登録店舗の紹介

県は、登録店舗の取組内容等について、県ホームページ等で積極的に紹介する。

7 登録の変更又は中止

- (1) 協力店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、又は、店舗を廃止するなどの理由で取り組みを中止する場合には、登録変更届（様式2）又は登録中止届（様式3）を循環型社会推進課へ提出するとともに、取り組みを中止する場合はステッカー等の掲示を取りやめるものとする。
- (2) 循環型社会推進課は、登録変更届又は登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報の修正又は削除を行うものとする。

8 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用失墜行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。